福祉 障がいのある人に対する支援制度

問 福祉課　福祉係　☎(232)4913

町や関係機関では、障がいのある人に対し、さまざまな支援を行っています。ぜひご利用ください。

障害福祉サービス

■介護給付
障がい程度が一定以上の人に生活上必要な介護を行います。
○居宅介護(ホームヘルプ)
○生活介護
○短期入所(ショートステイ)など

■訓練等給付
身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。
○自立訓練
○就労移行支援
○就労継続支援
○共同生活援助(グループホーム)

障害児通所支援

○児童発達支援
○放課後等デイサービス
○保育所等訪問支援
○障害児相談支援

地域生活支援事業サービス

身体または知的、精神に一定以上の障がいがあり、サービスの提供が適当と判断される人に対し行うサービス給付事業です。
○移動支援事業
平成24年度から、町外の学校へ通学する障がいのある子どもの通学をサポートする観点から、保護者などの疾病または共働きのためなど、やむを得ない事情がある場合に限り、移動支援事業による対応ができることになりました。
○日中一時支援事業
○日常生活用具給付等事業
○コミュニケーション支援事業
○自動車運転免許取得・改造助成事業
※これまでのサービスなどについての詳細は、福祉課にお問い合わせください。
○地域活動支援センター事業
障がいのある人に対し、創作的活動など日中活動の場の提供や地域との交流を促進することにより、障がいのある人の地域生活支援を図ります。利用料は無料です。
▼問い合わせ
きくよう地域生活支援センター(菊陽病院内)　☎(232)8518
○相談支援事業
障がいのある人やその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようお手伝いします。利用料は無料です。
▼問い合わせ
障がい者相談センター(福祉支援センター内)　☎(227)7010
きくよう地域生活支援センター(菊陽病院内)　☎(232)8518

身体・知的障がい者相談員

身体・知的障がいのある人の相談に応じ、生き生きとした社会生活を送ることができるよう支援するため、身体・知的障がい者相談員を設置しました。利用料は無料です。
▼問い合わせ
身体障がい者相談員(荒木貞子さん)
☎(338)6410
知的障がい者相談員(田尻貴子さん)
☎(232)3879

第11回くまもと障がい者スポーツ大会

■開催日　5月20日(日)
■競技(開催場所)
・陸上競技(熊本県民総合運動公園陸上競技場(KKWING))
・卓球競技(熊本県身体障がい者福祉センター体育館)
・サウンドテーブルテニス競技(熊本県身体障がい者福祉センター)
・アーチェリー競技(熊本県民総合運動公園アーチェリー場)
・フライングディスク競技(熊本県民総合運動公園A多目的グラウンド)
・ボウリング競技(マスターズボウル熊本)
・水泳競技(熊本市総合屋内プール(アクアドームくまもと))
■問い合わせ　菊池地域振興局　福祉課　☎0968(25)0689

「聴覚障がい児補聴器購入助成金交付要綱」が制定されました

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある難聴児に対して、教育、言語訓練、生活の促進を目的に、補聴器の購入費用に対する助成を行います。詳細は、福祉課にお問い合わせください。

福祉 「児童手当・特例給付」が支給されます

問 福祉課　子育て支援係　☎(232)4913

4月から、「子ども手当」が「児童手当・特例給付」に変わりました。「児童手当・特例給付」の概要は、次のとおりです。

児童手当・特例給付

■目的
児童手当・特例給付は、児童を養育している人に手当を支給することにより家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的としています。

■手当月額
❶所得制限限度額未満の場合
(児童手当)
・3歳未満　15,000円
・3歳以上小学校修了前(第1・2子)　10,000円
・3歳以上小学校修了前(第3子)　15,000円
・中学生(一律)　10,000円
❷所得制限限度額(表①)を超える場合
(特例給付)
・中学生まで　5,000円

■第3子の算定方法
受給者が養育している児童で18歳に到達して最初の3月31日までの間にある児童から数えて3番目の児童が、第3子の取り扱いとなります。

ただし、受給者の所得が、所得制限限度額以上であった場合や、第3子が中学生だった場合は、適用されません。

■児童手当所得制限限度額表　(表①)

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1千円
5人	812万円	1,042万1千円

※所得制限限度額は、受給者の平成23年中の所得により判断されます。

■支給月　(表②)

支給日	支払対象の手当
6月8日	2・3・4・5月分
10月10日	6・7・8・9月分
平成25年2月8日	10・11・12・平成25年1月分

※平成24年2・3月分は、子ども手当となります。平成24年4月分以降が、児童手当または特例給付となります。

6月に「現況届」が行われます

届け出が必要な受給者には、6月に届け出の通知を送りますので、期限内に手続きを行ってください。

児童手当・特例給付は、原則15日以内の手続きが必要です

認定請求・額改定認定請求・額改定届などについては、早急に手続きを行ってください。これらの手続きは、出生日・転出日(予定日)の翌日から数えて15日以内に手続きが行われなかった場合は、手当を受給できない月が発生する場合があります。
※里帰り出産などで「出生届」を町外で提出される場合などは、特に注意が必要です。

募集 町立保育所の臨時保育士を募集します

問 福祉課　保育所係　☎(232)4913

職種	勤務時間	勤務日	募集人数	賃金日額
常勤保育士	8:30～17:15	月曜日～金曜日	6人程度	7,200円
非常勤保育士(月16日以内)	8:30～17:15	月曜日～金曜日(月16日以内勤務)	4人程度	7,200円
非常勤保育士(延長保育)	15:00～19:00	月曜日～金曜日	1人程度	3,600円

■応募方法　履歴書(写真付き)、保育士証(写し)を午前9時から午後5時までの間に福祉課保育所係へ提出してください。なお、提出時に面接も行いますので、事前にご連絡の上お越しください。